

日中短期入所事業所 恵光園 利用料金表

1. 利用料

利用料金は、居住する市町村が定める料金となります。

2. 利用料等の支払方法

利用料金は1か月ごとにご請求いたします。翌月15日までに現金でお支払いください。なお、利用料金のお支払いを受けたときは領収書を発行します。

令和7年4月1日現在

① 山形市の地域生活支援給付費対象のサービス利用料（日額）

利用者の 障害程度区分	区分1			区分2			区分3		
	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
(A)給付費単位 (1単位10円)	125円	248円	373円	125円	248円	373円	143円	285円	427円
(B)サービス利用料 (単価)	1,250円	2,480円	3,730円	1,250円	2,480円	3,730円	1,430円	2,850円	4,270円
(C)うち山形市から の代理受領金額	1,188円	2,356円	3,544円	1,188円	2,356円	3,544円	1,359円	2,708円	4,057円
(D)自己負担額 (定率負担5%) B-C	62円	124円	186円	62円	124円	186円	71円	142円	213円

利用者の 障害程度区分	区分4			区分5			区分6		
	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
(A)給付費単位 (1単位10円)	158円	316円	474円	192円	384円	575円	226円	450円	676円
(B)サービス利用料 (単価)	1,580円	3,160円	4,740円	1,920円	3,840円	5,750円	2,260円	4,500円	6,760円
(C)うち山形市から の代理受領金額	1,501円	3,002円	4,503円	1,824円	3,648円	5,463円	2,147円	4,275円	6,422円
(D)自己負担額 (定率負担5%) B-C	79円	158円	237円	96円	192円	287円	113円	225円	338円

※山形市以外の方は、居住する市町村が定める給付費の額及び自己負担率によります。

③ 食費

食費は昼食1食につき500円をご負担いただきます。

ただし、山形市の方で別表の(i)～(iii)に該当する方は、食事提供加算として1食につき430円が加算され、自己負担額が食費との差額70円と加算額の5%に当たる21円の合計額91円に軽減されます。

別 表

所得区分	基 準 （厚生労働省基準）
(i) 生活保護	生活保護受給世帯の方
(ii) 低所得1	住民税非課税世帯であって障がい者及びその配偶者の収入が80万円以下の方
(iii) 低所得2	住民税非課税世帯であって上記以外の方
(iv) 一 般	住民税課税世帯の方

③ その他

利用者の希望や嗜好による特別なサービス（給付費支給対象外）の利用は、実費をご負担いただきます。